れた出再責任準備金繰入額又は出再責任準備金戻入額

③　利息及び配当金収入の資産源泉別内訳

（５）　利用者との契約に基づく義務の履行の状況に応じて当該契約から生ずる収益を認識する場合における次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　当該事業年度に認識した収益を、収益及びキャッシュ・フローの性質、金額、時期及び不確実性に影響を及ぼす主要な要因に基づいて区分をした場合における当該区分ごとの収益の額その他の事項

②　収益を理解するための基礎となる情報

③　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①から③までに掲げる事項が会計方針に関する事項と同一であるときは、記載することを要しない。

（６）　以上のほか、損益の状態を正確に判断するために必要な事項

２　「法第20条繰延資産償却費」とは、法第20条後段の規定により資産の部に計上した事業費等を償却した額をいう。

３　「法第20条繰延額」とは、法第20条前段の規定により資産の部に計上した事業費等の金額をいう。

４　法令等に基づき、又は共済団体の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げてある科目を細分し、又はその性質を示す科目を設けて適切な場所に記載すること。

５　次に掲げる項目について、損益計算書において区分して表示し、又は他の科目に含めて表示すること。他の科目に含めて表示する場合においては、当該項目が含まれる科目及び当該項目の金額を注記すること。

（１）　ファイナンス・リースに係る販売損益（売上高から売上原価を控除した純額をいう。）

（２）　ファイナンス・リースに係るリース債権及びリース投資資産に対する受取利息相当額

（３）　オペレーティング・リースに係る収益（貸手のリース料に含まれるものに限る。）

６　リース負債に係る利息費用について、損益計算書において区分して表示し、又はリース負債に係る利息費用が含まれる科目及び当該利息費用の金額を注記すること。

７　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

第５　一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第123条第２項（同法第199条において準用する場合を含む。）に規定する計算書類

（記載上の注意）

一般社団法人又は一般財団法人として作成した直近の事業年度の計算書類（貸借対照表及び損益計算書）を添付すること。